第47号議案

東京都台東区身体障害者生活ホーム条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律(平成17年法律第123号)の改正に伴い、引用条 文の整理を行うため提出します。 東京都台東区身体障害者生活ホーム条例の一部を改正する 条例

東京都台東区身体障害者生活ホーム条例(平成6年3月台東区 条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。 第3条第1号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改 める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。